〈農地の相続等の届出のお願い〉

農地を相続したときは・・・

相続登記後、農業委員会に届出をお願いします

農業委員会では、相続した方が自分では手入れができない場合、農地の管理についてのご相談や地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

手続きは別紙の届出書を農業委員会までご提出ください。
（届出書の様式は、農業委員会事務局に準備しています。市HPよりダウンロードも可。）

小城市農業委員会事務局
電話　0952-37-6126